

「札幌市医療安全推進協議会」設置の経緯等について

年 月	経 緯
平成15年4月	厚生労働省医政局長から、都道府県及び保健所設置市等に「医療安全支援センター」(医療安全相談窓口及び医療安全推進協議会)を設置することについて技術的助言があった。
平成16年9月	保健所医務薬事課に「医療安全相談窓口」を開設した。 16年度の相談件数：872件(15年度の約2倍)
平成17年12月	「(仮称)医療安全推進協議会設立検討会議」を設置した。
平成18年3月	「(仮称)医療安全推進協議会設立検討会議」を合計3回行い、提言書を取りまとめた。
平成18年6月	医療法が改正され、医療安全支援センターの設置について規定された。
平成18年7月	「札幌市医療安全推進協議会設置運営要綱」及び「札幌市医療安全推進協議会設置運営要領」を制定した。
平成18年8月	「札幌市医療安全推進協議会」の委員の推薦等を依頼した。
平成18年9月14日	「札幌市医療安全推進協議会」の第1回基幹会議を開催する。
平成19年4月1日	改正医療法が施行される予定である。